

中期目標期間における業務実績の評価実施要領（案）

平成 年 月 日

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項の規定による地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）に係る中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）は、この要領の定めるところにより実施する。

1 実施方法

(1) 業務の実績報告

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 22 年長野県規則第 12 号）第 8 条に規定する報告書は、業務実績報告書（別紙様式）によるものとする。

なお、当該報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 機構の概要

イ 業務の実績

(ア) 全般的実績

機構全体及び病院、介護老人保健施設等ごとに、総括、業務実績の概要及び特記事項等を記載すること。

(イ) 項目別実績

中期目標の項目別の実績を記載し、自己評価を行うものにあつては以下の区分及びその説明を記載すること。

A	中期目標・中期計画に対し十分に取り組み、成果も得られている。
B	中期目標・中期計画に対し十分に取り組んでいる。
C	中期目標・中期計画に対する取組は十分ではない。

(2) 評価の方法

ア 評価委員会事務局による事前調査

業務実績報告書及び必要に応じて行うヒアリング等に基づき、中期目標の達成状況の事前調査を行う。

イ 評価委員による機構理事等からの意見聴取

中期目標の達成状況を的確に把握するため、機構理事等からの意見聴取を行うことにより調査及び分析を行う。

ウ 評価

(ア) 総合評価

(イ)を踏まえ、中期目標の達成状況を総合的に評価する。

(イ) 大項目別の状況

調査及び分析の結果を踏まえ、中期目標の大項目ごとに実施状況を記述し、その状況等を総合的に勘案して、2に定める基準により中期目標の達成状況を評価する。

2 評価基準

中期目標の大項目	基準
1 県民に提供するサービス その他の業務の質に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・評価対象期間前と評価対象期間終了時を比較して内容が充実しているか、質の向上が図られたか・評価対象期間中、新たな取組を進めたか
2 業務運営の改善及び効率化に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・評価対象期間前と評価対象期間終了時を比較して改善しているか、効率化しているか・評価対象期間中、新たな取組を進めたか
3 財務内容の改善に関する事項	数値目標を達成したか

(別紙様式)

第 期中期目標期間 業務実績報告書

(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

平成 年 月

地方独立行政法人 長野県立病院機構

I 機構の概要

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 法人の設立年月日
- 4 役員の状況
- 5 組織図
- 6 法人が運営する病院及び介護老人保健施設等の概要

II 業務の実績

- 1 全般的実績
- 2 項目別の実績
 - 第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 第3 財務内容の改善に関する事項
 - 第4 その他業務運営に関する事項

※記載要領は、評価委員会が別に通知する